

第百二十八回国会 衆議院 内閣委員会 議録 第四号

平成五年十月二十八日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 左藤 恵君

理事 大石 千八君

理事 虎島 和夫君

理事 田口 健二君

理事 貝沼 次郎君

荒井 広幸君

唐沢俊二郎君

佐藤 信二君

橋 康太郎君

葉梨 信行君

池端 清一君

大出 俊君

弘友 和夫君

宇佐美 登君

柳田 稔君

理事 近岡理一郎君

理事 渡辺 省一君

理事 中島 衛君

理事 高見 裕一君

池田 行彦君

近藤 鉄雄君

自見庄三郎君

野田 毅君

原田昇左右君

石井 智君

北沢 清功君

山田 英介君

田中 甲君

松本 善明君

出席國務大臣

國務大臣 武村 正義君

(内閣官房長官)

國務大臣 石田幸四郎君

(総務庁長官)

國務大臣 中西 啓介君

(防衛庁長官)

出席政府委員

人事院総裁 弥富啓之助君

人事院事務総局 丹羽清之助君

給与局長 福島 登君

人事院事務総局 職員局長 池ノ内祐司君

総務庁長官官房 長 杉浦 力君

総務庁人事局長 三井 康有君

防衛庁人事局長 小澤 毅君

防衛施設庁長官 防衛施設庁長官 防衛施設庁長官

委員外の出席者

内閣委員会調査 室長

松村 淳治君

委員の異動

十月二十八日

辞任

栗原 博久君

園田 博之君

同日

辞任

荒井 広幸君

田中 甲君

補欠選任

荒井 広幸君

田中 甲君

補欠選任

栗原 博久君

園田 博之君

十月二十六日

一般職の職員との給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

特別職の職員との給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

防衛庁の職員との給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

同日

抑留者団体に対する差別行政の是正に関する請願(鳩山邦夫君紹介(第三六九号))

同日

同(長内順一君紹介(第四五一号))

同(長内順一君紹介(第四五一号))

同(長内順一君紹介(第四五一号))

同(長内順一君紹介(第四五一号))

同(長内順一君紹介(第四五一号))

同(長内順一君紹介(第四五一号))

同(長内順一君紹介(第四五一号))

同(長内順一君紹介(第四五一号))

同(長内順一君紹介(第四五一号))

同(長内順一君紹介(第四五一号))

同(長内順一君紹介(第四五一号))

同(長内順一君紹介(第四五一号))

同(長内順一君紹介(第四五一号))

同(長内順一君紹介(第四五一号))

同(長内順一君紹介(第四五一号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

一般職の職員との給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

特別職の職員との給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

防衛庁の職員との給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

は、その内容を検討した結果、勧告どおり実施することが適当であると認め、一般職の職員との給与等に関する法律について所要の改正を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、俸給表のすべての俸給月額を、人事院勧告どおり引き上げることとしていたしております。

第二に、初任給調整手当について、医師等に対する支給月額の限度額を二十九万四千円に引き上げること等としていたしております。

第三に、扶養手当について、配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を三人目から一人につき二千元に引き上げるとともに、満十五歳に達する日以後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある扶養親族たる子がいる場合には、当該子一人につき千円を加算した額を支給月額とすることとしていたしております。

第四に、住居手当について、借家・借間に居住する職員に対する手当の支給月額の限度額を二万七千円に引き上げることとしていたしております。

第五に、単身赴任手当について、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離に応じて支給する加算額の限度額を月額二万九千円に引き上げることとしていたしております。

第六に、超過勤務手当及び休日給の支給割合について、百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内において人事院規則で定める割合とすることとしていたしております。

第七に、期末手当の支給割合について、三ヶ月を百分の五十に、十二ヶ月を百分の二百に引き下げることにいたしております。

第八に、非常勤の委員、顧問、参与等に支給す

ることにいたしております。

○石田國務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員との給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員との給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員との給与等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本年八月三日、一般職の職員との給与の改定に関する人事院勧告が提出されました。政府として

第一類 第一号

内閣委員会議録第四号

平成五年十月二十八日

第一

る手当について、その限度額を日額三万七千五百円に引き上げることといたしております。

以上のほか、施行期日、適用日、この法律の施行に関し必要な経過措置等について規定することといたしております。

引き続きまして、特別職の職員に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました一般職の職員の給与改定にあわせて、特別職の職員の給与について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額を、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げることといたしております。

第二に、特別職の職員である常勤及び非常勤の委員に支給する日額手当の限度額を、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げることといたしております。

以上のほか、施行期日、適用日等について規定することといたしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○左藤委員長 次に、中西防衛庁長官。

防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○中西國務大臣 ただいま議題となりました防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提出された一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じて防衛庁職員の給与の改定を行うとともに、自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄または陸将補、海将補及び空将補の(-)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合の改定を行うものであります。

すなわち、第一点は、参事官等及び自衛官の俸給並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当を一般職の職員の給与改定の例に準じて改定することとしております。

第二点は、昨年度の給与改定において導入された自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄または陸将補、海将補及び空将補の(-)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に対する調整手当制度について、引き続きその充実を図っていくため、自衛官俸給の改定との兼ね合い等を総合勘案し、当該自衛官に係る調整手当の支給割合を改定することとしております。

以上のほか、附則において、施行期日、適用日、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置等について

て規定しております。

なお、事務官等の俸給、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当、期末手当等につきましては、一般職の職員の給与等に関する法律の改正によって、同様の改定が防衛庁職員についても行われることとなります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○左藤委員長 これにて各案についての趣旨の説明は終わりました。

○左藤委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、これを許します。松本善明君。

○松本(善)委員 給与法からいきます。ことしの勧告は一・九二%という人勤史上二番目の低率ベースアップで、その上に一時金の〇・一五カ月の切り下げと、ことしの国公労働者の給与改定水準は実質的な生活改善におぼつかない。特に一時金のカットは、ペアが低いだけに公務員労働者の生活に大きな打撃を与えております。

人勤のときの委員会で質問いたしましたのが、民間企業の一時金水準は前年より上回っているのに公務員の方は引き下げるといふ矛盾がございま

た。この原因はいろいろありますけれども、比較方法による矛盾であることは間違いありません。こうした状況のときに、この矛盾を考慮をした勧告を行う必要があるんじゃないかということを私は質問をいたしました。人事院総裁は検討したいというふうな回答をされましたが、どのように検討されましたか。

○弥富政府委員 期末・勤勉手当につきましては、その年間支給月数、これは従来から前年五月から当年四月までの間に支給された民間の特別給の年間支給月数と均衡させるように改定してきたところでございますけれども、ただいま御指摘ありました期末・勤勉手当の官民比較方式につきましては、想定されるところとしましては、一つは官民の支給月数を比較する現行方式、これは維持していくべきものとする意見と、二番目には、前年度ではなくて当年度の民間の特別給の動向に合わせるべきではないかという意見、三番目には、現在のような支給の月数による比較ではなくて、ラスパイルズ方式により、精緻なと申しますが、精緻な民間の支給額の実態に合わせるべきだという意見といったいろいろな意見が想定をされるところでございます。

先日、当委員会におきましての御指摘を踏まえまして、改めてこれらの意見についていろいろと検討をいたしましたけれども、まず二番目に申し上げました当年度の民間の特別給の動向に合わせるべきだという意見につきましては、民間の支給状況を正確に反映させるためには、最新の支給実

續のデータを用いることが適当でございますけれども、御承知のとおり、勧告の時期までに実際に得られる民間の特別給の年間支給の実績の最新データといえますものは、これは前年の五月から当年の四月までに支給されたものでございます。これを用いて今まで改定してきたところでございまして、当年度の民間の特別給の支給実績のデータを用いること、これは実際上勧告時期との関連等もありまして困難でございます。

それから、三番目に申し上げましたラスパイル方式による精緻な民間の支給額の実態に合わせるべきだという御意見につきましては、民間におきます個人別の特別給の支給実績を把握する必要がありますが、これは調査に際しまして果たして民間事業所の協力が得られるかどうかという点もございまして、また、勧告作業が膨大なものになることから、実際上これは困難でございます。

このようなことをいろいろ考えてまいりますと、期末・勤勉手当を民間の特別給と均衡させる方式で実際にとり得るものとしては、現在の方法が国民の理解と納得を得ることができる最善の方法ではないかと考えているところでございます。

○松本(善)委員 武村官房長官が中座されるということでありまして、人事院総裁に対する質問がまだありますけれども、ちょっと間に武村さんへの質問をさせていただきたいと思えます。

この二十三日に福岡で、官房長官は、毎日・世論フォーラムというところで講演で、景気対策に関連して、政府税調に消費税のアップを何%

にするか、幾つかの案を国民に示してもらい、政府が最終的に判断するのが健全だと述べたということでありまして、税調の審議はそういう方向へ動いているのであります。何を根拠にそういうふうな言っておられるのか、お話しいただきたいと思えます。

○武村国務大臣 政府の税制調査会は、新聞でも報道が時たまされておりますように、今、真剣に、精力的に十一月の答申を目指して論議をいただいているところでございます。新聞紙上には必ずしも税調の論議がそのまま反映されているわけではございません。加藤税調会長の見解等も大きく出たりしておりますから、いささか整理をしながら読まなければならぬ状況であります。そういう議論の中で、所得税減税を含めた直間比率の見直し、資産、消費、所得のバランスのとれた新しい税体系の確立という大きな目標で論議をされているところでございますが、所得税をどう是正していくか、あるいは所得税の減税の中で消費税をどう考えていくか、増税に踏み切るか踏み切らないか、そんな議論が盛んに行われているように私は思っています。

いきなり一つの結論を出して政府はこれでいくという方針を決めるよりは、幾つかの幅で選択肢のあるような考え方を、これは税調が答申で出すべきではないかと、何らかの形で国民にわかりやすい形で選択肢を提示していただいて、そのことを中心に国民の皆さん全体が真剣に税制改革の議論をいただいて、そして国会での議論を踏まえ

て将来一つの方向を出していくことができれば一番望ましいという気持ちで私はこの講演でお話しさせていただいた次第であります。

○松本(善)委員 私が言いましたような、政府税調に消費税のアップを何%にするか、幾つかの案を国民に示してもらい、政府が最終的に判断するのが健全だ、こういうことを述べられたことは認められたのです。その趣旨、中身を今説明されたということでございますか、ちょっとその点。

○武村国務大臣 福岡での講演は、今申し上げたとおりでございます。

○松本(善)委員 結局、消費税のアップを前提とする答申が出てくるということをお頭に置いた、そういう御発言だったと思うのですが、これは細川首相が直間比率の見直しを事実上諮問した、その結果そういうふうな予想しておられるのでしょうか、伺いたいと思えます。

○武村国務大臣 私の講演は、消費税のアップを前提にしたものではありません。省略されておりまして、講演の中でも、所得税を減税すれば何か増税をする必要があります、その場合、所得税を例にとれば、このバランスをどう考えるか、減税の額、増税の額という対比の上でお話をしましたし、消費税を上げないというならば所得税をどうするか、上げないことも一つの選択肢として講演では申し上げているわけでありまして、大変幅を持って、国民が真剣に税制全体を考えていただくようになれば一番いいということをお申し上げたわけでありまして。

○松本(善)委員 そうすると、幾つかの選択肢の中には消費税の税率を上げないということも入っているのだという趣旨でありますか。

○武村国務大臣 私の考え方はここではにじませないわけでありまして、こういう大きい、国民に幅広く利害の絡む問題、政策課題でありますから、これは、いきなり一つの結論を出してその方針を進めていくよりは、幾つかのわかりやすい選択肢を示しながら、幅広い国民的な論議を背景にして政治が結論を出していくことが一番望ましい、私のこういう問題に対する姿勢を申し上げたわけでありまして。

○松本(善)委員 しかし、全体としては消費税の税率アップの世論誘導をしておられるのじゃないかなというところは私は感ずるわけであります。税調に予断を与えるような発言は慎むべきではないかと思えます。景気対策のために減税の財源に消費税を引上げるといふのは、物価をつり上げて全く不況を激しくするだけなんで、私は、そういう方向については反対でありますし、そういうことがないように期待をいたします。

もう一つ、米の問題もお話しになったようでありまして。ガットの対応について、「もはや日本だけ抵抗できないくらいに進んでいるのも事実だ。最後の決断を迫られるときが近づいている」あるいは「ガットのサザラランド事務局長は、例外なき関税化の原則さえ認めてもらえれば、数%程度の自由化でいいんだ」という話をして、政府としてはそう簡単にのめる案ではないが、反対、反

対で済む状況ではなくなっている」などと発言されたということが報道をされています。「最後の決断を迫られるときが近づいている」ということを言明されましたが、最後の決断とは何の決断ですか。米の輸入自由化の決断でありますか。どういう考えでそういうことを言われたのですか。

○武村國務大臣 今御紹介いただいたのはそのとおりに申し上げたわけでありませんが、最後の決断というのは、国際的な場でガットとして最終のゴールが迫ってきている中で、日本もそれに対して最終的な明快な回答をイエスかノーかも含めて出す時期が迫っているということを上申しているわけでありませう。

○松本(善)委員 連立与党八党合意で、内閣の発足のときに、米の市場開放はしないと申してきまして、十月十五日に、日米が七年後の米輸入完全自由化を内容とする合意案で秘密交渉を進めているというふうな報道されたときも、日本側から提案した事実はないというふうな回答をしてきまして、

ところが、それからわずか一週間もたたないうちに、官房長官が、最後の決断を迫られるときが近づいていると今も確認をされましたけれども、それは客観的に見ると、政府が米の輸入自由化の方向へ踏み切る決断が近いということを言明したことになるんじゃないかというふうに思いますけれども、違いますか。

○武村國務大臣 全く違います。既にウルグア

イ・ラウンドの目標については、ここ数年、G7も含めて何回か、最終のゴールといえますか、年内決着ということが合意されてきておるわけですが、今年、宮澤政権のときでありましたが、東京サミットにおきましても今年いつばいでウルグアイ・ラウンドは決着をつけようということが決定されているわけです。

私が最後のときが近づいていると言っているのは、まさにそのことをお考えいただいても、G7で今年いつばいという最終目標のタイムリミットが設定されているということを上申しているわけでありまして、それまでには日本政府としては、いずれにしても最終の結論を出さざるを得ない。

連立与党の合意も、ウルグアイ・ラウンドの成功ということを見ながら、あわせて例外なき関税化には反対するという表明をいたしております。宮澤政権までも、主に自民党政権においても、ウルグアイ・ラウンドは成功させなければならぬ、しかし国会決議の趣旨を踏まえて例外なき関税化には反対である、これが一貫した、前政権も現政権も継承しておりますこの問題に対する基本的な姿勢であります。

○松本(善)委員 しかし、今の時期に決断が迫られていると言えはやはり、はっきりと自由化反対だと言えはいいわけですが、決断が迫られていると言われれば、どうしてもそういう疑いを持たざるを得ない。

二十六日に官房長官は、社会党の新政策懇話会

で、新ラウンド交渉の成立と米市場開放阻止は両立し得ないとの考えを明らかにして、政府内で妥協案が進んでいることを示唆した発言をしておられると受け取りました。その日の農水委員会では、細川首相が、外交交渉の中にはかなり水面下でやらなければならないことがあるので承知をしてほしいということを答弁をされました。これは非公式レベルで妥協案を探っているということではないかと思うのですよ。政府が米国とECの交渉をにらみながら、条件つきで米市場開放に関するさまざまな交渉を進めているということは明らかだと思ふのです。水面下でやらなければならないことというのはどういふことなんでしょうか。

中身を説明していただきたいと思うのです。

○武村國務大臣 この問題は、御承知のようにアメリカ、EC、カナダ、豪州等々、二国間あるいは多国間、さまざまな形で国際交渉が今日まで進められてきているところでございます。現在もその延長線上にありますし、私が申し上げたように、年内決着という一つのゴールからいいますと、いよいよそういった動きが国際的に真剣になされているという認識であります。外交でありますから、すべてどちらかといえば公然と、オープンにしながらやられるよりは、水面下、内交渉、プロセスの段階を必ずしも公表されないという意味で水面下という表現を恐らく総理が使われたんではないかというふうに思います。

○松本(善)委員 そういう外交交渉もありますけ

れども、政府の態度が反対だということではつきり決まっているならば、公然と日本はできないんだということを言つて、国民的世論を背景にして、そしてその要求は拒否をするということをやすべきではないか。それが、水面下の交渉だとか、国会だとか国民に秘密にやられているから、それはおかしいんじゃないかという疑問が起こるわけですよ。

これは、ガットは各国の経済主権を前提に参加国が合意できる範囲で交渉や紛争処理を行うという国際組織で、言うまでもないことです。これだけでも断ることができなければならないけれども、加盟時点の国内法に反しない限りガット条項が適用されるというふうな規定されているわけです。食糧法が制定された後に加盟した日本が例外なき関税化を拒否できるのは当たり前なんですよ。

そういう立場にしっかりと立っているならば、何も水面下の秘密交渉をやる必要は全くないと思うのですよ。国会にも国民にも隠して秘密交渉をやる、水面下の交渉をやるということが国民から疑惑を持たれる点なんです。その水面下の交渉というのは何をやっているのですか。

○武村國務大臣 これは政府に対する信頼度によって見方は変わってくるかと思ふます。政府は、これまた堂々と繰り返し申し上げておりますように、例外なき関税化は日本としては反対、この大原則を堅持しながらあらゆる交渉に臨んでいるわけでありまして、日本がその原則をゆがめた、大

きく譲った何か新しい提案をしているということ
は全くないということは既に申し上げてお
りでございます。

○松本(善)委員 信頼度と言いますけれども、そ
れはとにかく政府を信頼しろといったって、それ
は国民には無理です。やはり国会で中身をきち
つと言わないと信頼は出てこないのです。それ
は隠しておいて、いや反対ですよということと言
つても、私は通用しないと思えます。それはは
つきりと、そういうような水面下の交渉はやって
いない、これは断固として反対するんだというこ
とを国際世論にも訴えていく、そういう構えの交
渉をすべきではないかというふうに思えますけれ
ども、重ねて御答弁を願います。

○武村国務大臣 まあ水面下という表現がどうい
うふうにとられるかはともかくとしまして、あら
ゆる外交交渉におきまして日本政府は例外なき関
税化は反対であるという国の基本政策を踏まえて
鋭意交渉に当たつておられるところでございま
す。

○松本(善)委員 それじゃ、官房長官は結構です
から、官房長官への質問は終わります。

人事院総裁への質問を続けます。

官民比較の見直しについて聞きます。

人事院は一昨年の勧告で、官民比較の見直しを
進めることを報告いたしました。現行の官民比較
の基礎となる民間給与調査対象の民間企業の規模
は、百人以上の企業規模ということになっており
ます。しかし、人事院は一昨年の本省庁職員につ

いてだけ民間対応関係を東京二十三区、規模五百
人以上の本店従業員との比較に改めました。その
結果、通常の較差より五百六十二円の新たな較差
が出て、本省庁職員の俸給の特別改善に回したと
いう経過と実績がございます。該当の労働組合か
らも、五百人以上の企業と比較すべきだという要
求が出ております。しかし、人事院はその点の見
直しを進めると報告をしてもう三年にならう
としておりますけれども、いまだに見直しが進ん
でおりません。民間企業規模の引き上げの結論を
急ぐべきではないかと思えますが、人事院総裁の
答弁を求めます。

○弥富政府委員 毎年の、ここ二、三年でござい
ますが、人勧におきまして官民比較方式の見直し
ということを申し上げておりますのは、一つは配
分関係だけではなくて対応関係、中における、例
えばラスパイル方式をとっておりますので、民
間のことと対応させるか、それがいろいろと民間
の方でも職責その他が複雑になってきております
ので、それに応じて公務においても見直しをして
いかなければならないという見直しの方法が一
つ。

それから、今委員御指摘のとりの規模の問
題、民間企業の規模、どのような規模で比較した
らいいかという問題がございます。これはしばし
ば今まで申し上げておりますが、これはどの程度
の民間企業と比較するのがいいかというのは、例
えば公務の組織や人員の構成等から見てこれは大

企業と比較する、今御指摘がありました五百人以
上の企業あるいは千人以上の企業という意見もご
ざいます。また一方では、小規模の企業まで含め
るべきであるとする意見がございます。従来か
ら種々の議論があるところは御承知のとおりでご
ざいます。

ただ、ただいま行っております企業規模で百人
以上、事業所規模で五十人以上という現行の基準
につきましては、これは会社組織の民間企業の常
雇いの従業員の約六割をカバーしているというふ
うに見ておりますので、この方式で大方の結論が
得られているのではないかなというふうに考えて
おります。

○松本(善)委員 次に、介護休暇制度についてお
聞きをいたします。

人勧の報告では、無給という問題がありますけ
れども、「諸事情を総合勘案すれば、公務において
も家族の介護のための休暇の導入に踏み切ること
が適当であると認められる。」というふうにして
おります。さらに「成案を得て、別途、立法措置
について意見の申出を行う」というふうにしてお
りますが、こうした制度は多くの労働者が期待し
ており、早い制定が望ましいと思えますが、意見
の申し出はいつごろなさるおつもりですか。

○弥富政府委員 介護休暇につきましては、社会
の高齢化や女性の社会進出あるいは核家族化の進
展ということで、個人生活と職業生活との調和を
図るという観点から、公務におきましても介護休

暇制度の導入に踏み切ることが適当である旨、夏
の勧告の際に指摘をしたところでございます。

その際、介護休暇制度の導入のほか、今考えて
おります公務における今後の勤務時間や休暇制度
等のあり方を見据えまして、法体系の整備全体に
ついて別途立法措置について意見の申し出をする
ということも表明をさせていただいたところでご
ざいます。

現在成案を近々得るべく最終的な調整を行って
おります。成案が得られ次第直ちに意見の申し
出を行う所存でございますが、時期と申されまし
たので、今のところ調整を行って段階でござ
います。本年を目途にして意見の申し出がで
きるかなというふうなことを思料をいたしており
ます。

○松本(善)委員 次に、育児休業制度の有給化に
ついて質問いたします。

昨年の四月一日から新しい育児休業制度を施行
しましたけれども、育児休業の取得状況を見ます
と、共済年金の掛金を受給している教員、看護婦、
保母の女子と比べまして、共済年金の掛金を受給
していない職員の取得率が低くなっております。

取得率が低い要因には、法が実施されて初めての
年ということもありませんけれども、無給というこ
とも否定できない重要な要因ではないかと思いま
す。実施された育児休業法を、希望者がより多く
とれるようにすることが重要であり、さしあたり
全取得者を有給にする措置をとることが必要だと

思います。その際、現行制度より水準が下がるといふことがあつてはなりません。労働組合ともよく協議をして、育児休業の有給制の導入を検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○弥富政府委員 この育児休業中の経済的援助の問題につきましては、これは育児休業制度ができるときに一番問題になつた問題でございまして、当時の民間の育児休業法につきましても労働省において婦人少年問題審議会等において議論がなされ、その解決は、広範かつ多岐にわたつて議論するというところで無給ということになつたわけでございます。

ただ、現在民間では労働省の中央職業安定審議会の雇用保険部会におきまして検討をされているというふうな我々は承知をいたしております。人事院といたしましては、同審議会の建議を踏まえて公務においてもしかるべき措置をとるよう検討する所存でございます。

○松本(善)委員 言うまでもないことですが、人事院というのは憲法上保障された公務員労働者の権利を奪つてかわりにつくられた制度でありますから、公務員の労働条件の改善のために一層強力に今申し上げたようなことについて検討を進めてやっていたきたいと思います。

この機会に、一般職職員給与法案とあわせて付託されている国務大臣、政務次官、大使などの特別職の給与改正案について意見を述べておきますが、一般職に準じた引き上げ率とはいへ、現状で

も高額な上に、その引き上げ額は一般職の引き上げ額を大きく上回るもので、国民感情から見ても到底賛成できるものではありません。

また、防衛庁職員給与法案については、防衛庁の一般職員、曹士隊員、下級幹部とその家族の生活を保障することは必要であります。しかし、日本が米国の世界戦略に加担し、ますます自衛隊の対米従属、憲法違反の性格を強めている現状を踏まえた場合、法案に賛成することはできません。この意見を申し述べまして、質問を終わります。

○左藤委員長 これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○左藤委員長 この際、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、松本善明君から修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。松本善明君。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○松本(善)委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております。一般職職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対して、修正案の提案理由と、その内容の概要を御説

明申し上げます。

政府提出の一般職職員給与法改正案は、期末手当について支給月数を年間〇・一五カ月切り下げ、現行の期末・勤勉手当の年間支給月数五・四五カ月を五・三カ月にしようとするものであります。我が党提出の修正案は、この期末手当〇・一五カ月の切り下げにストップをかけて、現状の年間支給割合五・四五カ月を維持するものであります。

修正案提出の第一の理由は、ことしの給与勧告が一・九二%という人勸史上二番目という低率勧告の上、ペアにすれば〇・九%に相当する十五年ぶりという期末手当の大幅切り下げが、公務員労働者とその家族の生活に大きな打撃を与えていることであります。

第二の理由は、期末手当切り下げが、政府が強調する給与法の民間準拠の趣旨に照らしてみても問題があることであります。期末手当の支給月数切り下げの基礎となつてい民間企業の一時金水準は、労働省などの調査によつても、前年と比べて下がつておりません。この民間の一時金水準から見ても、期末手当の切り下げは問題があります。

また民間企業が一時金を切り下げる場合には、経営責任の観点から役職者ほどカット率が高いというのが一般的であります。しかし、今回の公務員の期末手当切り下げは、役職者も一般の職員も一律カットであります。この点も民間準拠から問

題であります。

しかも期末手当は三年前、最高二割増しの役割別傾斜支給が強行され、役職者などを優遇する措置がとられております。これら役職者優遇措置とあわせて見ますと、今回の一律カットは、一般の職員に一層の犠牲を強いるものとなつているのであります。

我が党の修正案は、こうした問題点を是正するとともに、公務員労働者とその家族の生活を擁護するものであります。

次に、修正案の概要を申し上げます。政府提出の一般職職員給与法改正案が、期末手当を年間〇・一五カ月切り下げている第十九条の四第二項の改正規定を削除し、現行の支給月数を維持するものであります。

なお、本修正案に要する経費は、約二百八十二億円の見込みであります。以上が修正案の提案理由とその概要であります。

委員各位の御賛同をいただき、速やかに可決されますことを要望いたしまして修正案の趣旨説明を終わります。

○左藤委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。石田総務庁長官。

○石田国務大臣 ただいまの一般職の職員の給与

等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきましては、政府としては反対でございます。

○左藤委員長 これより各案及び修正案を一括して討論に付するのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、松本善明君提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○左藤委員長 起立少数。よって、松本善明君提出の修正案は否決されました。

次に、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○左藤委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○左藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○左藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○左藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○左藤委員長 今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時四十三分散会

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項第一号中「二十八万五千円を二十九万四千円」に改め、同項第二号中「四万九千五百円」を「五万百円」に改める。

第十一条第三項中「千円と」を「二千円と」に改め、同条に次の一項を加える。

4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日

後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日

以後の最初の三月三十一日までの間(以下「特定

期間」という。)にある子がいる場合における扶

養手当の月額を、前項の規定にかかわらず、千

円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を

乗じて得た額を同項の規定による額に加算した

額とする。

第十一条の二第一項第二号中「場合」の下に「(前

条第二項第二号又は第四号に該当する扶養親族

が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十

一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至

つた場合を除く。)」を加え、同条第二項中「につ

いて同項第二号に掲げる事実が生じた」を「扶養親

族たる要件を欠くに至つた」に、「行なう」を「行

う」に改め、同条第三項中「について同項第二号に

掲げる事実が生じた場合又は」を「扶養親族たる

要件を欠くに至つた場合、」に改め、「第四号に掲

げる事実が生じた場合」の下に、「又は職員の扶養親

族たる子で同項の規定による届出に係るものう

ち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にあ

る子となつた場合」を加える。

第十一条の七第二項第一号口中「一万五千円」を

「一万六千円」に改める。

第十二条の二第二項中「一万八千円」を「二万九千円」に改める。

第十六条中「こえて」を「超えて」に、「当りの給

与額の百分の百二十五」を「当り給与額に正規

の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に

応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十

までの範囲内で人事院規則で定める割合に、「百

分の百五十」を「その割合に百分の二十五を加算

した割合を乗じて得た額」に改め、同条に次の各

号を加える。

一 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の

規定により正規の勤務時間中に勤務した職員

に休日給が支給されることとなる日を除

く)における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

第十七条中「の百分の百二十五」を「百分の百

二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規

則で定める割合を乗じて得た額」に改める。

第十八条の二中「に規定する勤務一時間当たり

の給与額の百分の百五十、百分の百二十五又は百

分の二十五」を「の規定により勤務一時間につき支

給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当」に改

める。

第十九条の四第二項中「百分の五十五」を「百分

の五十」に、「百分の二百十」を「百分の二百」に改

める。

第二十二條第一項中「三万六千八百円」を「三万

七千五百円」に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改め

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円
246,100	264,800	285,300	319,000	357,300	406,300
254,800	273,700	294,900	330,800	369,700	421,100
263,500	282,900	304,700	342,600	382,300	436,200
272,200	292,100	314,900	354,400	394,900	451,300
281,000	301,600	325,100	366,300	407,800	466,500
289,800	311,200	335,200	378,300	420,500	481,800
298,800	321,000	345,300	390,600	433,200	497,400
308,100	330,800	355,400	402,900	445,900	513,200
317,400	340,700	365,500	415,200	458,600	528,700
327,100	350,500	375,600	426,900	471,200	544,100
337,000	360,200	385,700	438,300	482,400	556,200
346,800	369,600	395,700	449,500	492,800	564,100
356,500	378,700	405,700	459,100	501,600	571,700
365,900	386,800	415,300	467,000	508,800	577,900
374,400	393,900	423,000	474,800	513,400	582,700
381,300	400,400	430,300	480,200		
387,900	406,100	435,200	484,800		
392,500	411,000	439,800	489,100		
397,000	415,600	444,200			
401,500	420,000	448,100			
405,900	423,900	451,900			
410,000	427,600				
413,700					
417,300					

第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額
1	円 —	円 —	179,200	209,500	226,500
2	130,700	164,900	185,100	217,400	235,000
3	134,900	171,500	191,400	225,500	243,700
4	139,300	178,400	197,800	234,000	252,100
5	144,200	184,000	204,700	242,600	260,300
6	149,800	188,700	212,300	250,900	268,500
7	155,600	193,400	219,700	259,000	276,800
8	161,300	198,000	226,900	267,000	285,000
9	165,600	202,300	233,200	274,900	293,200
10	169,000	206,600	239,300	282,800	301,500
11	171,900	211,000	245,300	290,600	309,700
12	174,500	215,300	251,000	298,300	317,700
13	177,100	219,600	256,700	305,800	325,700
14	179,300	222,900	262,000	313,300	333,400
15	181,400	226,000	267,100	320,100	339,700
16	183,000	229,100	272,100	326,500	345,600
17		232,200	276,600	331,200	350,900
18		235,100	280,500	335,400	355,300
19		237,100	284,100	339,500	359,400
20			287,000	342,500	363,200
21			289,800	345,400	366,500
22			292,500	348,200	369,800
23			295,200	351,200	373,200
24			297,700	354,300	376,500
25			300,200	357,200	379,300
26			302,600	360,000	382,100
27			305,000	362,400	
28			307,400	364,800	
29			309,800		
30			312,100		
31			314,300		
32			316,500		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、

ロ 行政職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	159,300	176,700	193,100	217,500	244,700
2	117,100	165,700	182,100	198,700	224,100	251,700
3	120,800	171,200	187,600	204,700	230,700	258,800
4	124,300	176,600	193,100	211,000	237,400	266,500
5	127,700	181,400	198,600	217,400	244,100	274,200
6	131,600	186,200	204,500	223,800	250,700	282,300
7	136,200	191,000	210,500	229,700	257,100	290,500
8	140,800	195,800	216,400	235,400	263,000	298,900
9	146,500	200,600	222,300	241,100	268,700	307,300
10	152,400	205,600	228,100	246,700	274,300	315,500
11	159,100	210,600	233,500	251,900	280,000	323,600
12	165,500	215,400	238,800	257,000	285,700	331,700
13	170,900	220,200	244,000	262,100	291,400	339,600
14	175,900	224,800	248,900	267,200	297,000	346,700
15	180,300	229,400	253,800	272,200	302,600	353,700
16	184,500	233,600	258,600	277,400	308,000	360,600
17	188,500	237,500	263,600	281,900	313,300	367,300
18	192,400	241,400	268,600	286,300	318,200	373,400
19	195,700	245,100	273,200	290,100	322,800	379,000
20	198,400	247,800	277,500	293,700	327,100	384,100
21	201,200	250,100	280,700	297,100	331,200	389,000
22	204,100	252,500	283,700	300,500	335,100	393,300
23	206,900	254,700	286,400	303,600	338,000	396,700
24	209,600	256,900	289,100	306,700	340,800	
25	212,000	259,000	291,500	309,500	343,300	
26	214,200	261,100	293,900	312,200	345,700	
27	216,400	263,400	296,300	314,700	348,100	
28	218,600	265,600	298,700	317,000		
29	220,700	267,700	301,000	319,200		
30	222,700	269,700	303,300	321,400		
31	224,600	271,700	305,300			
32	226,400	273,600				
33		275,500				

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	210,700	247,300	286,200	319,000	357,300	406,300
2	150,700	218,700	256,100	295,700	330,800	369,700	421,100
3	157,100	226,800	265,100	305,300	342,600	382,300	436,200
4	165,500	235,700	274,000	315,100	354,400	394,900	451,300
5	172,400	244,300	283,000	325,300	366,300	407,800	466,500
6	179,500	252,600	292,300	335,400	378,300	420,500	481,800
7	186,000	260,900	301,700	345,500	390,600	433,200	497,400
8	192,500	269,000	311,200	355,500	402,900	445,900	513,200
9	198,900	277,000	320,700	365,500	415,200	458,600	528,700
10	205,600	285,300	330,300	375,600	426,900	471,200	544,100
11	213,200	293,500	340,300	385,700	438,300	482,400	556,200
12	220,300	301,800	350,200	395,700	449,500	492,800	564,100
13	227,400	309,800	359,900	405,700	459,100	501,600	571,700
14	233,700	317,700	369,400	415,300	467,000	508,800	577,900
15	239,800	325,700	378,700	423,000	474,800	513,400	582,700
16	245,800	333,000	386,800	430,300	480,200		
17	251,400	338,500	393,900	435,200	484,800		
18	256,800	342,800	398,500	439,800	489,100		
19	262,000	346,900	402,900	444,200			
20	267,100	350,500	407,400	448,100			
21	272,100	354,000	411,800	451,900			
22	276,600	357,000	416,100				
23	280,500	360,000	420,300				
24	284,100	362,900	423,900				
25	287,000						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 274,900	円 293,900	円 314,100	円 345,300	円 380,800	円 420,500
284,000	303,400	324,000	355,300	393,000	432,600
293,100	313,100	333,900	365,400	405,300	444,800
302,500	322,800	343,800	375,600	416,800	457,000
312,100	332,500	353,800	386,000	428,000	469,500
321,800	342,200	363,800	396,300	438,500	481,800
331,500	351,900	373,900	406,800	448,900	497,400
341,200	361,900	384,300	417,200	459,200	513,200
350,900	372,000	394,600	427,600	469,600	528,700
360,800	382,200	405,100	437,900	479,900	544,100
370,900	392,400	415,500	448,200	490,200	556,200
381,100	402,600	425,800	458,200	500,500	564,100
391,300	412,900	436,000	468,200	510,600	571,700
401,500	421,000	446,200	478,000	518,400	577,900
411,400	429,000	455,400	487,300	522,800	582,700
418,500	436,200	463,500	492,300		
425,300	442,100	468,500	496,700		
431,000	447,800	473,400	500,800		
435,700	452,400	478,200			
440,300	456,900	482,200			
444,600	460,800	486,000			
448,800	464,500				
452,500					
456,100					

職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額
1	円 —	円 —	円 206,100	円 237,200	円 255,700
2	146,000	187,400	212,200	245,600	264,400
3	152,100	194,300	218,600	254,300	273,100
4	158,900	201,000	224,900	263,000	281,900
5	165,800	206,400	231,200	271,700	290,500
6	172,800	210,600	238,300	280,400	299,000
7	180,600	214,500	245,300	288,900	307,700
8	187,500	218,700	251,000	297,200	316,400
9	190,200	221,800	256,500	305,500	324,800
10	192,900	224,800	262,000	313,500	333,200
11	194,900	227,800	267,400	321,500	340,600
12	196,800	230,700	272,700	329,400	347,100
13	198,600	233,700	277,200	335,200	353,500
14	200,200	236,600	281,500	340,100	359,800
15		238,700	285,300	344,800	365,600
16			289,000	349,200	371,300
17			291,200	352,900	376,400
18				356,300	380,700
19				359,400	384,900
20				362,400	388,800
21				365,100	391,600
22				367,800	
23				370,200	
24					

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 274,900	円 293,900	円 314,100	円 345,300	円 380,800	円 420,500
284,000	303,400	324,000	355,300	393,000	432,600
293,100	313,100	333,900	365,400	405,300	444,800
302,500	322,800	343,800	375,600	416,800	457,000
312,100	332,500	353,800	386,000	428,000	469,500
321,800	342,200	363,800	396,300	438,500	481,800
331,500	351,900	373,900	406,800	448,900	497,400
341,200	361,900	384,300	417,200	459,200	513,200
350,900	372,000	394,600	427,600	469,600	528,700
360,800	382,200	405,100	437,900	479,900	544,100
370,900	392,400	415,500	448,200	490,200	556,200
381,100	402,600	425,800	458,200	500,500	564,100
391,300	412,900	436,000	468,200	510,600	571,700
401,500	421,000	446,200	478,000	518,400	577,900
411,400	429,000	455,400	487,300	522,800	582,700
418,500	436,200	463,500	492,300		
425,300	442,100	468,500	496,700		
431,000	447,800	473,400	500,800		
435,700	452,400	478,200			
440,300	456,900	482,200			
444,600	460,800	486,000			
448,800	464,500				
452,500					
456,100					

人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額
	円	円	円	円	円
1	—	—	—	222,700	256,200
2	152,300	167,200	192,200	229,800	265,000
3	158,800	174,000	200,000	237,600	273,900
4	165,500	182,900	207,700	246,200	282,700
5	172,200	191,700	214,600	255,000	291,500
6	180,300	199,100	221,100	263,800	300,000
7	189,000	206,000	227,600	272,600	308,700
8	196,400	212,800	234,000	281,400	317,000
9	203,300	219,000	241,800	290,100	325,600
10	210,100	225,100	249,400	298,100	334,100
11	216,300	231,400	257,100	306,200	342,600
12	222,400	237,900	264,800	314,400	351,100
13	228,700	245,400	272,600	322,600	359,500
14	235,200	252,800	280,100	330,800	367,900
15	242,700	260,400	287,600	338,600	376,300
16	250,100	267,900	295,500	346,500	384,400
17	257,200	274,800	303,600	354,400	392,400
18	263,800	281,700	311,800	362,300	399,500
19	270,000	288,800	320,000	370,100	406,000
20	276,400	295,700	327,700	377,500	410,500
21	282,900	302,600	335,600	384,900	414,700
22	289,300	309,400	343,400	392,000	418,600
23	295,900	316,100	351,300	398,400	422,400
24	302,200	322,800	359,100	402,700	426,100
25	308,200	329,600	366,500	406,600	429,300
26	314,400	336,500	373,900	410,300	432,500
27	320,300	343,500	381,000	414,000	
28	325,900	349,800	387,400	417,700	
29	330,400	355,400	391,700	420,700	
30	334,700	360,400	395,600	423,700	
31	339,200	365,400	399,300		
32	343,600	368,800	402,900		
33	346,200	372,100	406,600		
34		375,400	409,600		
35		378,800	412,500		
36		381,500			

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円
274,900	293,900	314,100	345,300	380,800	420,500
284,000	303,400	324,000	355,300	393,000	432,600
293,100	313,100	333,900	365,400	405,300	444,800
302,500	322,800	343,800	375,600	416,800	457,000
312,100	332,500	353,800	386,000	428,000	469,500
321,800	342,200	363,800	396,300	438,500	481,800
331,500	351,900	373,900	406,800	448,900	497,400
341,200	361,900	384,300	417,200	459,200	513,200
350,900	372,000	394,600	427,600	469,600	528,700
360,800	382,200	405,100	437,900	479,900	544,100
370,900	392,400	415,500	448,200	490,200	556,200
381,100	402,600	425,800	458,200	500,500	564,100
391,300	412,900	436,000	468,200	510,600	571,700
401,500	421,000	446,200	478,000	518,400	577,900
411,400	429,000	455,400	487,300	522,800	582,700
418,500	436,200	463,500	492,300		
425,300	442,100	468,500	496,700		
431,000	447,800	473,400	500,800		
435,700	452,400	478,200			
440,300	456,900	482,200			
444,600	460,800	486,000			
448,800	464,500				
452,500					
456,100					

事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額
1	円 —	円 —	206,100	237,200	255,700
2	146,000	187,400	212,200	245,600	264,400
3	152,300	194,300	218,600	254,300	273,100
4	159,600	201,000	224,900	263,000	281,900
5	167,100	206,400	231,200	271,700	290,500
6	174,600	211,500	238,300	280,400	299,000
7	181,100	216,200	245,300	288,900	307,700
8	187,500	220,800	251,800	297,200	316,400
9	191,900	225,100	258,000	305,500	324,800
10	195,900	229,400	264,200	313,500	333,200
11	199,800	234,100	270,300	321,500	341,300
12	203,700	239,200	276,000	329,400	348,900
13	207,400	244,400	281,700	336,300	356,400
14	210,700	249,400	287,400	342,200	363,900
15	214,000	253,900	293,200	347,800	370,500
16	217,200	258,100	298,100	352,900	376,800
17	220,300	261,800	303,000	357,000	382,700
18	222,900	265,500	307,400	360,500	387,300
19	225,400	267,600	311,100	364,000	391,800
20	227,600		313,700	367,300	395,800
21	229,600		316,300	370,600	399,400
22			319,000	373,400	402,200
23			321,600	376,100	
24			324,300	378,500	
25			326,900		
26			329,100		

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	241,600	281,600	315,200	351,100	434,400
2	156,900	207,100	249,600	292,500	326,000	363,900	447,500
3	166,000	215,500	257,800	303,300	336,900	376,800	460,500
4	175,200	223,800	267,600	314,100	347,600	389,600	473,500
5	184,500	231,100	277,300	324,600	358,300	402,300	486,300
6	194,400	238,000	286,900	335,000	369,000	414,900	498,800
7	203,600	244,200	296,200	345,100	379,400	427,400	511,300
8	210,000	250,600	305,200	354,700	389,700	439,900	523,200
9	215,900	257,900	313,400	364,300	399,700	452,000	534,200
10	220,200	264,700	321,500	373,300	409,600	463,500	543,400
11	223,500	271,400	329,600	381,900	419,400	474,900	552,500
12	226,700	277,400	337,400	391,200	429,000	486,200	560,800
13	229,900	283,000	345,200	400,400	438,200	496,200	568,400
14	233,100	288,400	352,900	409,400	447,200	505,000	574,200
15	236,200	293,200	360,600	417,300	454,600	513,000	578,800
16	239,400	297,800	368,000	425,200	461,100	520,600	
17	242,600	302,400	375,300	433,000	467,200	527,400	
18	245,800	305,700	382,000	438,900	472,900	532,600	
19	247,900		386,100	443,600	478,500	537,600	
20			390,000	448,300	483,900	541,800	
21			393,900	452,900	488,500	545,900	
22			397,700	457,300	492,600		
23			401,500	461,600	496,500		
24			405,200	465,800	500,400		
25			408,800	469,600			
26			412,200	473,300			
27			415,600	477,000			
28			419,000				

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額
1	円 —	円 —	円 195,500	円 220,300	円 250,200	円 281,400
2	133,000	166,500	201,800	227,000	258,000	289,100
3	136,700	174,000	207,500	234,100	266,000	296,900
4	141,300	182,100	213,700	241,900	273,500	304,700
5	146,700	189,000	220,200	249,800	280,400	312,600
6	152,500	195,000	226,900	257,500	286,900	320,800
7	159,100	201,000	234,000	265,000	293,200	329,200
8	166,200	205,900	241,700	271,500	299,400	337,600
9	173,100	211,500	249,400	277,800	305,400	346,000
10	180,800	217,100	256,900	284,000	311,400	354,400
11	187,700	222,900	264,100	289,900	317,500	362,800
12	193,600	228,800	270,300	295,500	323,600	371,500
13	199,400	234,400	276,400	300,700	329,600	379,800
14	204,300	240,200	282,500	305,800	335,500	387,800
15	209,100	246,000	288,000	310,700	341,400	395,100
16	213,800	251,700	293,400	315,500	346,900	402,200
17	218,500	257,200	298,200	319,800	352,000	408,900
18	222,800	262,400	303,000	324,000	356,800	415,300
19	227,500	267,600	307,600	328,100	360,300	421,400
20	231,600	272,200	311,500	331,700	363,800	427,100
21	234,500	276,100	315,100	335,300	367,300	432,300
22	237,400	279,300	318,200	338,400	370,700	436,800
23	239,400	282,400	321,300	341,200	374,100	440,500
24		285,100	324,100	344,000	377,500	
25		287,600	326,500	346,700	380,500	
26		290,000	329,000	349,200	383,400	
27		292,400	331,600	351,700	386,300	
28		294,500	334,100	354,200		
29			336,600			
30			338,800			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	—	—	240,200	273,700	343,900
2	156,200	196,100	248,800	284,500	355,700
3	163,800	204,400	257,600	295,300	367,600
4	173,300	212,800	266,600	306,100	379,600
5	183,100	221,400	276,200	317,000	391,800
6	190,600	230,100	285,900	328,100	403,700
7	197,800	238,800	296,000	339,000	415,600
8	205,000	247,400	306,200	349,900	427,500
9	212,600	256,000	316,000	360,800	439,400
10	221,000	264,700	325,700	371,600	451,300
11	227,700	273,600	335,300	382,200	463,300
12	235,800	282,400	344,900	391,700	475,600
13	243,600	291,100	354,600	401,000	488,000
14	251,100	298,700	364,300	410,200	500,500
15	258,000	306,300	373,800	419,100	513,300
16	264,800	313,100	382,900	427,600	525,700
17	271,100	319,700	391,800	435,800	536,800
18	277,400	326,300	400,200	443,900	547,800
19	283,600	332,800	408,400	451,700	558,500
20	289,500	339,100	416,400	459,300	568,600
21	295,300	345,400	424,100	466,900	577,700
22	300,800	351,700	431,700	474,400	584,700
23	305,900	357,900	438,500	481,200	589,800
24	311,000	364,000	445,200	487,900	594,600
25	315,100	370,000	450,000	494,000	
26	319,200	375,300	453,900	498,300	
27	323,000	379,400	457,800	501,900	
28	326,700	383,100	461,700	505,400	
29	329,500	386,700	465,000		
30	332,200	390,300	468,200		
31	334,900	393,900			
32	337,600	397,500			
33	340,200	401,000			
34	342,800	404,200			
35	345,400	407,300			
36	347,900	410,300			
37	350,300				
38	352,700				

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額 円	2 級 俸 給 月 額 円	3 級 俸 給 月 額 円	4 級 俸 給 月 額 円
1	—	—	294,100	392,300
2	143,100	184,700	303,900	402,400
3	149,400	191,400	313,700	412,600
4	156,200	198,000	323,500	422,700
5	163,700	204,900	333,300	432,900
6	172,300	211,900	343,100	443,200
7	181,300	219,200	352,900	453,500
8	187,800	226,600	362,700	463,800
9	194,300	234,300	372,500	474,300
10	200,700	242,400	382,500	485,000
11	207,200	250,700	392,400	495,600
12	213,800	260,000	402,300	505,300
13	220,700	269,300	411,800	513,900
14	227,900	278,600	421,200	521,600
15	235,200	288,000	430,600	526,200
16	242,700	297,400	439,900	
17	250,000	306,800	449,200	
18	257,300	316,500	458,500	
19	264,500	326,100	467,800	
20	271,000	335,700	476,400	
21	277,400	345,100	484,800	
22	283,500	354,500	492,900	
23	289,500	363,900	499,900	
24	295,500	373,300	504,100	
25	301,500	382,200		
26	307,500	390,500		
27	313,400	398,800		
28	319,300	407,200		
29	324,900	415,500		
30	329,100	422,600		
31	333,100	429,600		
32	336,900	435,400		
33	340,400	440,600		
34	343,200	445,500		
35	345,900	450,000		
36	348,500	453,000		
37	351,000			
38	353,500			
39	355,700			
40	357,900			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	255,000	388,000
2	143,100	158,300	264,700	397,000
3	149,400	166,200	274,500	406,000
4	156,200	174,800	284,300	415,000
5	163,700	184,700	294,100	424,100
6	172,300	191,400	303,900	433,300
7	181,300	198,000	313,700	442,600
8	187,800	204,900	323,500	451,500
9	194,200	211,900	333,300	459,700
10	200,500	219,200	343,000	467,700
11	206,600	226,600	352,700	475,400
12	212,800	234,300	361,700	483,000
13	219,100	242,400	370,500	489,600
14	225,900	250,700	379,300	494,900
15	232,400	260,000	388,100	499,000
16	238,900	269,300	396,600	
17	245,100	278,600	405,000	
18	251,300	288,000	413,500	
19	257,400	297,400	421,900	
20	263,200	306,800	430,300	
21	268,600	316,500	438,200	
22	273,900	326,000	445,100	
23	278,800	335,500	451,600	
24	283,500	344,800	456,900	
25	287,300	353,300	461,400	
26	291,100	361,700	465,200	
27	294,500	369,900	468,400	
28	297,500	377,800	471,400	
29	300,100	385,500		
30	302,600	392,500		
31	304,900	399,500		
32	307,300	406,300		
33	309,400	412,500		
34		418,600		
35		423,900		
36		428,500		
37		432,900		
38		436,700		
39		439,300		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 教育職俸給表(四)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額
	円	円	円	円	円
1	—	197,100	240,200	295,300	439,300
2	164,700	205,000	248,800	306,100	451,200
3	175,000	213,100	257,600	317,000	463,100
4	185,700	221,600	266,600	328,100	475,200
5	196,100	230,200	276,200	339,000	487,500
6	202,700	238,800	285,900	349,900	500,100
7	209,600	247,400	296,400	360,800	512,900
8	216,700	256,000	307,000	371,600	525,400
9	224,000	264,700	318,000	382,200	536,500
10	231,300	273,600	328,900	392,900	547,500
11	238,600	282,600	339,800	403,700	558,200
12	246,700	292,100	350,600	415,600	568,300
13	254,300	301,700	361,300	427,500	577,400
14	261,600	311,400	371,800	439,400	584,500
15	268,800	320,800	382,100	451,300	589,600
16	275,900	330,100	392,000	463,200	594,400
17	282,700	339,200	401,500	475,300	
18	289,200	348,000	410,500	487,600	
19	295,400	356,900	419,300	500,200	
20	301,100	365,500	427,600	511,400	
21	306,400	374,100	435,500	518,800	
22	311,900	382,700	443,200	526,000	
23	317,300	391,200	450,400	533,100	
24	322,200	399,600	457,600	540,100	
25	326,800	407,700	464,500	546,300	
26	331,300	415,600	470,500	551,200	
27	334,600	423,300	476,500	555,500	
28	338,000	430,500	480,900		
29	341,200	437,600	484,700		
30	344,700	443,900	488,200		
31	348,100	449,800			
32	351,100	455,700			
33	354,100	459,700			
34	357,000	463,100			
35	359,900	466,400			

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額 円	2 級 俸給月額 円	3 級 俸給月額 円	4 級 俸給月額 円	5 級 俸給月額 円
1	—	—	244,100	284,200	328,300
2	130,800	177,100	253,600	294,000	340,300
3	135,000	186,700	263,100	304,200	352,300
4	140,000	195,000	272,800	314,500	364,400
5	146,000	203,400	282,400	325,000	376,500
6	153,500	212,100	292,100	335,300	389,600
7	161,400	220,100	302,100	345,300	402,900
8	169,300	228,000	312,200	355,100	416,700
9	177,200	236,000	322,300	364,800	430,500
10	184,300	243,900	332,100	374,500	444,400
11	191,300	251,300	341,200	384,100	458,300
12	198,300	258,500	349,900	393,700	472,100
13	205,300	265,600	358,200	403,200	485,900
14	212,400	272,600	365,600	412,700	499,400
15	220,300	279,500	372,700	422,200	512,700
16	228,100	286,200	379,700	431,700	525,900
17	234,100	293,000	386,500	441,100	539,300
18	240,100	299,800	393,300	450,400	550,800
19	245,800	306,800	400,000	459,500	559,400
20	251,400	313,800	406,200	467,200	566,900
21	257,000	320,700	412,000	474,900	573,100
22	262,600	327,600	417,500	480,400	578,500
23	268,000	334,500	422,600	485,100	582,700
24	273,300	340,000	427,200	489,100	
25	278,400	345,300	431,500		
26	282,600	349,400	435,100		
27	286,600	353,300	438,600		
28	289,700	357,200			
29	292,800	361,000			
30	295,700	364,800			
31	298,400	368,000			
32	300,900				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 —	円 284,100	円 321,400	円 411,600
2	227,600	295,800	333,300	424,200
3	237,000	307,500	345,400	436,400
4	247,400	319,300	357,600	448,400
5	257,800	331,100	369,600	460,400
6	269,100	343,100	381,600	472,400
7	280,700	355,100	394,000	484,000
8	292,300	367,100	406,800	495,500
9	303,800	379,100	419,300	506,800
10	315,100	391,400	431,500	518,100
11	324,800	402,500	443,500	529,400
12	334,000	413,000	455,100	540,200
13	343,200	423,100	466,600	551,000
14	352,300	432,900	477,900	561,700
15	361,400	442,700	489,100	571,700
16	370,300	452,300	500,100	581,200
17	379,200	461,900	510,800	590,000
18	387,300	471,500	521,500	597,100
19	392,700	479,100	532,100	602,300
20	398,100	486,300	540,300	607,100
21	401,200	492,800	548,300	
22		497,600	553,800	
23		502,300	559,100	
24		506,800	564,200	
25		511,300	568,700	
26		515,000	573,000	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	197,700	219,600	254,700	294,800	329,100	394,900
2	135,100	170,000	204,100	227,400	263,800	304,600	340,800	407,600
3	140,500	176,200	210,900	235,500	272,900	314,400	352,600	420,400
4	147,000	182,500	218,500	243,700	282,100	324,200	364,500	433,600
5	153,500	188,700	226,200	251,900	291,300	334,000	376,400	446,900
6	160,500	194,700	234,200	260,100	300,500	343,900	388,500	460,200
7	167,600	200,700	242,200	268,300	309,900	353,900	401,000	474,200
8	173,500	206,700	250,200	276,700	319,500	364,000	413,600	488,500
9	179,400	213,200	258,300	285,000	329,100	374,300	425,800	502,400
10	184,300	220,300	266,300	293,500	338,800	384,700	437,600	516,000
11	189,200	227,200	274,300	302,000	348,600	394,900	449,200	524,200
12	193,900	233,600	282,300	310,300	357,900	405,100	459,100	531,700
13	198,400	239,800	290,200	318,600	367,000	414,900	467,000	538,700
14	202,500	246,000	298,100	326,700	375,500	422,800	474,800	545,400
15	206,800	251,800	305,900	334,700	382,700	430,200	482,300	550,800
16	211,200	257,400	313,600	341,100	389,600	435,200	486,800	555,300
17	215,500	262,700	320,800	347,100	395,500	439,800	491,100	
18	219,800	267,900	327,600	353,000	401,200	444,200		
19	223,200	272,800	332,700	357,300	406,000	448,100		
20	226,300	277,500	337,400	361,500	410,400	451,900		
21	229,300	281,100	341,400	365,600	414,700			
22	231,700	283,900	344,600	369,300	418,400			
23	233,700	286,700	347,600	372,800	422,000			
24		289,300	350,500	376,000				
25		291,800	353,400	378,900				
26		294,000	356,200	381,700				
27		296,200	359,000	384,500				
28			361,500					
29			363,900					
30			366,300					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	213,000	233,600	263,500	298,500	331,100
2	147,800	173,800	219,000	240,600	271,700	308,000	342,900
3	153,200	181,800	226,200	247,700	280,000	317,700	354,700
4	159,000	190,000	233,300	254,800	288,100	327,700	366,500
5	164,800	195,700	240,300	261,900	296,200	337,700	378,500
6	172,800	201,300	247,300	269,200	304,500	347,700	390,900
7	180,800	206,900	254,300	276,500	312,700	357,800	403,500
8	188,700	212,700	261,300	283,800	320,900	368,000	415,800
9	193,500	218,700	268,300	291,200	328,800	378,300	428,000
10	198,300	225,500	275,400	298,900	336,800	389,000	440,100
11	203,100	232,500	282,500	306,600	344,900	399,800	452,200
12	208,000	239,500	289,700	314,200	353,000	410,200	463,200
13	213,100	246,500	296,900	321,700	361,100	420,400	472,600
14	218,000	253,500	304,300	329,200	369,400	430,300	481,800
15	223,400	260,400	311,600	336,700	377,700	440,200	490,400
16	228,900	267,200	318,700	343,900	386,200	449,200	497,900
17	234,300	273,900	325,600	351,200	394,100	458,000	502,900
18	239,700	280,500	332,500	358,400	401,100	466,300	507,200
19	245,000	286,700	339,200	365,600	406,700	473,700	511,200
20	250,300	292,800	345,900	371,900	411,800	478,600	
21	255,300	298,900	352,600	377,800	416,800	482,800	
22	260,300	305,000	358,900	383,600	420,900	486,500	
23	264,800	311,100	364,500	388,100	424,400		
24	269,200	317,200	369,800	392,300	427,100		
25	273,500	322,800	374,600	396,000			
26	277,700	327,900	378,500	399,600			
27	281,500	332,300	382,300	402,600			
28	285,100	336,600	385,500	405,200			
29	288,000	340,700	388,500				
30	290,800	343,400	391,300				
31	293,500	346,100	393,800				
32	296,200	348,700					
33	298,800	351,300					
34	301,300	353,900					
35	303,700	356,300					
36	306,000	358,700					
37	308,200	361,100					
38	310,400	363,500					
39	312,600						

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、
准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸	俸 給 月 額
1		568,000 ^円
2		629,000
3		699,000
4		776,000
5		836,000
6		898,000
7		980,000
8		1,060,000
9		1,138,000
10		1,218,000
11		1,290,000
12		1,317,000

備考 この表は、事務次官、外局長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、
第十六条、第十七条及び第十八条の二の改正規
定は、平成六年四月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定
を除く。附則第四項において同じ。)による改正
後の一般職の職員の給与等に関する法律(以下
「改正後の法」という。)及び国家公務員の寒冷
地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百
号)の規定は、平成五年四月一日から適用する。
(最高号俸等の切替え等)

3 平成五年四月一日(以下「切替日」という。)の
前日において職務の級における最高の号俸又は
最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員
の切替日における号俸又は俸給月額及びこれら
を受ける期間に通算されることとなる期間は、
人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの
間において、この法律による改正前の一般職の

職員の給与等に関する法律(以下「改正前の法」
という。)の規定により、新たに俸給表の適用を
受けることとなった職員及びその属する職務の
級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動
のあった職員のうち、人事院の定める職員の、
改正後の法の規定による当該適用の日又は異動
の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受
けることとなる期間は、人事院の定めるところ
による。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員
及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日
における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける
こととなる期間については、その者が切替日に
おいて職務の級を異にする異動等をしたものと
した場合との権衡上必要と認められる限度にお
いて、人事院の定めるところにより、必要な調
整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属し

ていた職務の級及びその者が受けていた号俸又
は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人
事院規則の規定に従って定められたものでなけ
ればならない。

(給与の内払)

7 改正後の法の規定を適用する場合において
は、改正前の法の規定に基づいて支給された給
与は、改正後の法の規定による給与の内払とみ
なす。

(人事院規則への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほ
か、この法律(次項の規定を除く。)の施行に関
し必要な事項は、人事院規則で定める。

(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部
改正)

9 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部
を次のように改正する。

第二条第四項及び第七条第一項中「第十一条
第三項」の下に「及び第四項」を加える。

理由

人事院の国会及び内閣に対する平成五年八月三
日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般
職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、扶
養手当、住居手当、単身赴任手当及び期末手当の
額の改定を行うとともに、超過勤務手当及び休日
給の支給割合を一定の範囲内で人事院規則で定め
る割合とすることとする等の必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を
改正する法律案に対する修正案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改
正する法律案の一部を次のように修正する。
第十九条の四第二項の改正規定を削る。

本修正に要する経費

本修正に要する経費は、約二百八十二億円の見
込みである。

<p>特別職の職員に関する法律の一部を改正する法律案</p>	<p>二九二、〇〇〇円を「一、三二七、〇〇〇円」に、「一、二八二、〇〇〇円」を「一、三〇七、〇〇〇円」に、「一、二六六、〇〇〇円」を「一、二九〇、〇〇〇円」に、「一、二一七、〇〇〇円」を「一、二三八、〇〇〇円」に改める。</p>	<p>に改める。</p>	<p>理由</p>
<p>特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律</p>	<p>別表第二俸給月額欄中「一、五一四、〇〇〇円」を「一、五四三、〇〇〇円」に、「一、二八二、〇〇〇円」を「一、三〇七、〇〇〇円」に、「一、二六六、〇〇〇円」を「一、二九〇、〇〇〇円」に、「一、二一七、〇〇〇円」を「一、二三八、〇〇〇円」に改める。</p>	<p>附則 (施行期日等) 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成五年四月一日から適用する。 (平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間の改正後の法第四条第二項の規定に該当する者の給与) 2 改正後の法第四条第二項の規定の平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間における適用については、同項中「六万八千八百円」とあるのは、「六万八千二百円」とする。 3 改正後の法の規定を適用する場合において、改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。</p>	<p>一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律</p>
<p>第三条第二項中「百二十九万二千円」を「百三十一万七千円」に改め、同条第三項中「百五十八万八千円」を「百六十一万八千円」に、「八十二万円」を「八十三万六千円」に改める。</p>	<p>「九八六、〇〇〇円」を「一、〇〇五、〇〇〇円」に改める。 別表第三俸給月額欄中「四八三、八〇〇円」を「四九二、五〇〇円」に、「四四七、〇〇〇円」を「四五五、五〇〇円」に、「四〇八、〇〇〇円」を「四一六、二〇〇円」に、「三六七、三〇〇円」を「三七五、〇〇〇円」に、「三三七、三〇〇円」を「三三四、二〇〇円」に、「二九四、六〇〇円」を「三〇〇、八〇〇円」に、「二六九、七〇〇円」を「二七五、六〇〇円」に、「二五〇、一〇〇円」を「二五五、六〇〇円」</p>	<p>に改める。</p>	<p>防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。 第十四条第三項中「百分の一・五」を「百分の二・五」に、「百分の三・五」を「百分の四・五」に改める。 第二十五条第二項中「九万八千二百円」を「十万二千二百円」に改める。 別表第一及び別表第二を次のように改める。</p>
<p>第四条第二項中「三万六千八百円」を「三万七千五百円」に、「六万七千五百円」を「六万八千八百円」に改める。</p>	<p>別表第一俸給月額欄中「二、一六七、〇〇〇円」を「二、二〇八、〇〇〇円」に、「一、五八一、〇〇〇円」を「一、六二一、〇〇〇円」に、「一、五〇〇、〇〇〇円」を「一、五四三、〇〇〇円」に、「一、一四、〇〇〇円」を「一、五四三、〇〇〇円」に、「一、一四、〇〇〇円」を「一、五四三、〇〇〇円」に、「一、一四、〇〇〇円」を「一、五四三、〇〇〇円」に改める。</p>	<p>に改める。</p>	<p>に改める。</p>
<p>第九条中「三万六千八百円」を「三万七千五百円」に改める。</p>	<p>別表第一俸給月額欄中「二、一六七、〇〇〇円」を「二、二〇八、〇〇〇円」に、「一、五八一、〇〇〇円」を「一、六二一、〇〇〇円」に、「一、五〇〇、〇〇〇円」を「一、五四三、〇〇〇円」に、「一、一四、〇〇〇円」を「一、五四三、〇〇〇円」に改める。</p>	<p>に改める。</p>	<p>に改める。</p>

別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

号 俸	職務の級					号 俸	指定職
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級		俸給月額
	円	円	円	円	円		円
1	230,000	313,200	350,200	392,200	446,000	1	568,000
2	238,700	323,700	363,100	405,900	462,300	2	629,000
3	248,700	334,500	376,100	419,700	478,800	3	699,000
4	258,000	345,700	389,100	433,500	495,400	4	776,000
5	270,100	356,900	402,100	447,600	512,100	5	836,000
6	279,700	368,000	415,300	461,600	528,900	6	898,000
7	290,700	379,100	428,800	475,600	546,000	7	980,000
8	300,600	390,200	442,300	489,600	563,400	8	1,060,000
9	310,600	401,300	455,800	503,500	580,400	9	1,138,000
10	320,700	412,400	468,700	517,300	597,300	10	1,218,000
11	331,100	423,400	481,200	529,600	610,600	11	1,290,000
12	341,600	434,400	493,500	541,000	619,300		
13	352,400	445,400	504,000	550,600	627,500		
14	363,200	455,900	512,700	558,600	634,400		
15	374,000	464,400	521,200	563,700	639,700		
16	384,800	472,400	527,000				
17	395,400	477,800	532,200				
18	405,700	482,700	537,200				
19	415,700	487,500					
20	424,600	491,900					
21	432,400	496,300					
22	439,600						
23	445,800						
24	451,200						
25	455,500						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

第二十八条の三関係)

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
238,900	230,100	221,600	215,900	215,800	—	184,500	169,700	—	155,300	148,200
246,600	233,900	230,200	224,400	224,300	207,200	196,800	177,100	169,700	162,500	
254,500	237,800	237,700	231,900	231,800	215,700	206,500	184,500	177,100	166,900	
262,400	245,000	244,900	239,100	239,000	224,200	214,700	193,300	181,500		
271,500	252,200	252,100	246,300	246,200	231,700	222,300	202,500	185,900		
280,600	259,400	259,300	253,500	253,400	238,900	229,800	210,100			
289,800	267,800	267,700	261,900	261,800	246,100	236,700	217,100			
299,400	276,200	276,100	270,300	270,200	253,300	243,500	223,700			
308,900	284,600	284,500	278,700	278,600	261,700	250,300	228,600			
318,100	293,100	292,900	287,100	287,000	270,100	257,400				
327,200	301,600	301,400	295,600	295,500	278,500	265,400				
336,300	310,100	309,900	304,100	304,000	286,900	273,300				
345,400	318,600	318,400	312,600	312,500	295,200	281,200				
354,500	327,200	326,900	321,100	321,000	303,300	289,100				
363,600	336,100	335,600	329,700	329,500	311,400	295,700				
372,600	345,200	344,500	338,600	338,300	319,500	302,300				
381,500	354,100	353,400	347,500	347,100	327,600	308,800				
390,400	362,600	361,900	356,000	355,600	335,700	314,300				
399,300	371,100	370,400	364,500	364,100	343,700	319,000				
408,200	379,600	378,900	373,000	372,600	351,200					
417,100	388,100	387,400	381,500	381,100	358,700					
425,600	396,600	395,900	390,000	389,500	366,100					
433,600	404,800	404,100	398,200	397,700	373,500					
440,700	413,000	412,300	406,200	405,700	380,900					
446,600	420,800	420,100	414,000	413,500	388,000					
452,400	427,800	427,100	421,000	420,500	394,300					
457,800	433,700	432,900	426,800	426,300	399,000					
463,200	439,500	438,500	432,400	431,800						
468,400	444,900	443,800	437,700	437,000						
473,600	450,300	449,100	443,000	441,700						
478,300	455,700	454,400	448,300							
483,000	460,900	459,600	453,500							
	465,700	464,300	458,200							
	470,400	469,000								
	475,100	473,700								

将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものと
の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十七条の三、

階級	陸海空	将将将	陸海空	将将将	補補補	1 1 1			陸海空	佐佐佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
						1	1	1					
号	俸	俸給月額			俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額			
		(一)	(二)	(三)	(一)	(二)	(三)						
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		568,000	568,000	477,100	436,000	417,100	365,400	331,500	308,400	264,400			
2		629,000	629,000	494,200	449,800	430,600	377,100	342,300	318,500	274,000			
3		699,000	699,000	511,300	463,500	444,400	390,400	354,200	328,800	285,100			
4		776,000	776,000	528,500	477,100	458,100	403,700	365,400	339,600	294,900			
5		836,000	836,000	545,800	492,800	471,500	417,100	376,500	350,500	304,700			
6		898,000	898,000	563,500	508,900	484,900	430,600	387,600	361,400	314,500			
7		980,000	980,000	581,300	525,200	497,700	444,400	398,800	372,300	324,300			
8		1,060,000		598,300	542,500	509,800	458,100	410,100	383,200	334,100			
9		1,138,000		615,100	559,200	521,800	471,500	421,500	394,100	343,800			
10		1,218,000		628,200	574,600	534,500	484,300	433,200	405,100	353,500			
11		1,290,000		637,100	588,900	547,200	496,600	444,900	416,200	362,900			
12				645,700	602,400	559,000	508,100	456,600	427,300	372,200			
13				654,500	612,200	568,500	519,500	468,300	438,500	381,400			
14				663,300	618,400	577,100	528,300	479,900	449,800	390,600			
15					624,600	582,400	536,900	491,400	460,800	399,800			
16						587,700	542,900	502,800	468,700	409,000			
17						592,900	548,600	511,600	476,400	418,200			
18						598,100	554,200	520,000	483,000	427,400			
19							559,500	526,100	489,000	436,500			
20							564,700	532,000	494,900	444,500			
21							569,800	537,700	500,600	451,600			
22							574,800	543,300	506,300	457,500			
23								548,400	511,800	463,300			
24								553,500	516,900	468,700			
25								558,500	522,000	473,900			
26									527,000	479,100			
27										484,300			
28										489,000			
29										493,700			
30										498,400			
31													
32													
33													
34													
35													

- 備考(一) 統合幕僚会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸
 び空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。
 (二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給を受
 する。
 (三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額
 して、政令で定める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定(一等陸士、一等海士及び一等空士の欄五号俸に係る部分並びに二等陸士、二等海士及び二等空士の欄二号俸及び三号俸に係る部分に限る。)及び附則第十一項の規定は、平成六年四月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第六項において同じ。)による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成五年四月一日から適用する。

(俸給の切替え)

3 平成五年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額額は、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては防衛庁の職員の給与等に関する法律(次項において「法」という。))別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄をいい、当該階級が二等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄又は(二)欄をいう。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

4 前項の規定により切替日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五條第三項において準用する一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。))第八條第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

5 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間における異動者の俸給月額等)

6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成五年法律第号)による改正前の一般職給与法別表第一若しくは別表第六(ハを除く。)から別表第九までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用の日又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)

7 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

8 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(調整手当に関する暫定措置)

9 切替日から平成六年三月三十一日までの間においては、新法第十四條第三項において準用す

る一般職給与法第十一条の第三項中、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合とあるのは、新法第十四條第三項後段及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成四年法律第九十四号)附則第十一項の規定にかかわらず、「政令で定める地域及び官署の区分に応じ、百分の二・五又は百分の三・五」と読み替えるものとする。

(給与の内払)

10 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(切替え等の規定の準用)

11 附則第五項、第七項及び第八項の規定は、平成六年三月三十一日において一等陸士、一等海士若しくは一等空士又は二等陸士、二等海士若しくは二等空士である自衛官として在職していた者の同年四月一日における俸給月額の切替え等について準用する。

(政令への委任)

12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定するとともに、自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。